明星抄

桐壺

一

2-1

蓬廬文庫

北著

青緑圖屋

蓬廬文庫

青緑圖屋

良門
内舎人常陸介兼備前守従四位下
勧修寺流
従五位上
正一位

利基
従四位上右中将
従五位下
正一位

高藤
小一条内大臣

兼輔
中納言従三
従五位下刑部大輔

惟正
参議
従五位下刑部大輔

兼茂

女子
参議
従五位下

為頼
式部大輔

為時
正五位下式部大輔
越後守
イ前

惟規
上東門院女房号紫式部
源氏物語作者

女子
式部大輔
母摂津守為信女
イ常陸介

河云云此説非也云云 従一位倫子 一条左大臣雅信公女也 母女也
相継て陪侍上東門院に侍り上東門院に侍り 檀介 富士存
嫡大納言位無官 徒者 作者 を生る 田邸にて正親
町以南京極西類今東北院西へ此院は上東
門院造所也 又北ノ方ノ墓所云云 抹消白
竜院の南小堤ノ簪ノ墓の西へ造営墓
目就よりも此堤よりも云抹院にて造営也
云抹院にて淳和の離宮を掛まへ源
氏云抹院あらく云々 中略云々 とうせて
中略ひしかは我身にて檀那院贈僧正行
可也事云云 大臣一ノ云観の血脈に入まら

[illegible]くしは[illegible]の[illegible]抹院の遊(ユウ)宮(カン)院[illegible]
[illegible]めをるもし[illegible]の[illegible]へ河る[illegible]や[illegible]云[illegible]者
[illegible]化身(ケシン)[illegible]と[illegible]

[illegible]院[illegible]
河[illegible]院一[illegible]の[illegible]
て[illegible]出せる[illegible]愛(トウ)[illegible]院[illegible]
[illegible]院云一[illegible]院の[illegible]
めの[illegible]この[illegible]院へ[illegible]
て[illegible]
させ[illegible]
[illegible]

[illegible]院の一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

清捕院一院云愛[illegible]の
[illegible]愛の[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]院[illegible]河[illegible]
河海[illegible]
[illegible]院[illegible]官女[illegible]
[illegible]院へ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

望北ゆかに給ふれ書きまして昂飛して進之云々
云云て御ゝ連ゝ用ゝ二頭と云々河ゝ經せら
ゐるゝかゝるゝ上東門院の御紙を書ゝ山寺
に詣て通夜して此る紙衍ゆしに衍し
も八月十五夜の月湖の水ゆかゝ法つまゝ心の
まゝ海ゆゝに海ゆゝ風情ゆゝ心ゆゝ
まゝ沈ゝ河ゝ心の事を書とゞめてゝ云
に御ゝ沈ゝの事ゝ今夜ゝ十五夜なり
きりと打ゆし出ゝと書きるゝ云ゝ云ゝれば
ゐゝ山ゆゝに詣して趣向紙ゆゝ縁起にもゝ
と云云かゝて云云段沈ゆゝ書加ゝ五十四帖に

なしてなりしを檀大納言行成ゆゝ清
書させられて無限へさいしせられ書ゆゝ清
成ゆゝ入ゐ笑白奥書を加ゝれ書るゝとゝ
河海に志ゝ世ゆゝ加ゝ山ゆゝ通夜の時海ゆゝ
趣向をゝ志ゝ書ゝ云ゝ紙ゆゝ
大般ゆゝ料紙を書ゝ書ゝ
沈ゝ河ゝ心の事を書とめ書る段に飛障
懺悔の為に般ゆゝ一部六百巻を一筆にし
自書て奉納志をゝ今に加ゝ寺に有
此河海に載らるゝ大般ゆゝ乃ゝ實も
なれゝ歟と云云般ゆゝを一筆に書ゝ

まとまりて我者なるまことも実説なりしかい
為り信（サテ）は源氏乃左遷（サセン）者なるを
を書しぬるゆゑ為に為に左右の公冷泉院
清代安和二年太宰帥（ダサイノソツ）に左遷せらるまことなり
しかれ我が幼（ヨウセウ）よりなるまことをもりて其頭
我をなる法なるまことも光源氏を左右に法（ヒ）し
其上紙代りの名目にはかくへて左納言（ザイナウゴン）菱（カン）
逐相（ゼウジヤウ）乃ゆめしを引周公且（シウコウタン）伯（ハクキヨ）易（イ）が古紙
勘て趣向紙書出せ給ひ云々　高的云
左遷乃ゆゑ光源なるゆゑ云云
鴨（カモ）乃長明が無ゆゑ秋にて大乗院より上来の

法へ法まことなるべきことゆへき物語や作れ
しぬ法の中にさまことに此紙代り紙石出して紙
をかさいしまべきを作るまことあるせかれか
除しぢ物をて紙か作るへき新志く作るさ
いしせ給へしとゆゑまことがしきしが作まことを
作せらるまことをなる紙なりとく源氏を作りかる
よういうじ見めぐらくしく作れいふ人作まことを
まぐこゑ作へせぐ里に作りをるおりさる物
作出しゆゑに作るに作るゆゑ出さまことをれ故此
紙りといふかれて法さしゆゑ物をしかまことか
ことなんと云云

大意

此篇一部乃大意一面にて好学の妖艶をもて
て建立せりとおもへども此書乃本意人をし
て仁義の常道の為に引出し給ひしにて中庸の
相乃如理会悟し志めて世出世乃善悪分
別とへしとなりさ得たれ河海にも志にあ
変仁義乃為好学乃縁善悪乃縁にあらず
元を載ざれ云るなりといへり
先此篇乃大綱荘子が寓言にもとづけり
寓言といふことを己が云を他人乃名に借て以て
得のまゝなるなり荘子が法文にて名に作り出して

あるに云る所なり此いはせたるまゝ云ふことに
ごとくに夫乃なるなり今此篇に云ふ乃源
氏もまた其の夫に似物語ばかりにて乃人なし雷
門にまたまゝにて荘子が筆に
乃あらはれ出せり凡荘子なる章より一切総の
文章にて出たるまゝとて唐人が語めるごとくなり
一切乃詞花繚乱なれば此篇にあるまゝに出れ
なるべし
さてさて人乃善悪厳貶して此篇にあり
出るし出せるにあらず花偽を学べば孔子なる
まゝ狂とぶるにあらず善に志あるに非ずして後人

経(キャウ)なの中(ナカ)にも於(ヲ)いて逢(ギャウ)うの仏(ブツ)に値(アヒ)たてまつる九千九百
ものの人(ヒト)ありて縁覚(エンガク)の道(ミチ)を成(ジャウ)ずることを得(エ)ん
ものの人(ヒト)ありて声聞(シャウモン)の道(ミチ)を成(ジャウ)ずることを得(エ)ん
もの無量(ムリャウ)の衆生(シュジャウ)ありて阿耨多羅三藐三菩提(アノクタラサンミャクサンボダイ)の心(シン)を発(ホッ)し
温風(ヲンプウ)のもの我(ワレ)の法(ホフ)の中(ナカ)に於(ヲ)いて清浄(シャウジャウ)の信(シン)を生(シャウ)ぜん
だこの世(セ)の諸(モロモロ)の悪(アク)ありと雖(イヘドモ)も温風(ヲンプウ)のもの
もまた悉(コトゴト)く滅(メツ)せしむべきことまさに知(シ)るべし
譬(タト)えば人(ヒト)ありて眼(マナコ)の光(ヒカリ)を観(ミ)んと欲(ホッ)するがごとし
もしくは日(ヒ)の出(イヅ)ずるもしくは出(イヅ)でざるもまさに
みることを得(エ)べきがごとし仏(ブツ)の法(ホフ)もまたかくの
ごとし仁義(ジンギ)ありまたは不仁(フジン)ありまたは放逸(ホウイツ)
ありまたは懈怠(ケダイ)ありまたは精進(シャウジン)ありまたは
くぜんの心(こころ)ありまたは智慧(チエ)ありまたは愚痴(グチ)
ありまたは多聞(タモン)ありまたは少聞(セウモン)ありまたは
持戒(ジカイ)ありまたは破戒(ハカイ)ありまたは清浄(シャウジャウ)の命(イノチ)ありまたは
邪命(ジャミャウ)ありまたは五逆(ゴギャク)ありまたは謗法(ハウボフ)ありまたは
一闡提(イッセンダイ)ありまたは不定聚(フヂャウジュ)ありまたは定聚(ヂャウジュ)ありまたは
三乗(サンジャウ)の教(キャウ)ありまたは一乗(イチジャウ)の教(キャウ)ありまたは
天台一家(テンダイイッケ)の心(こころ)を分(わ)けて化儀(ケギ)化法(ケホウ)の四教(シケウ)
の教(キャウ)ありまたは化儀(ケギ)化法(ケホウ)の四教(シケウ)の中(ナカ)に於(ヲ)いて
各(おのおの)各(おのおの)八万四千の法門(ホフモン)ありまたは八万四千
の法門(ホフモン)の中(ナカ)に於(ヲ)いて各(おのおの)各(おのおの)八万四千の
塵労(ヂンラウ)ありまたは八万四千の塵労(ヂンラウ)の中(ナカ)に於(ヲ)いて
各(おのおの)各(おのおの)八万四千の仏事(ブツジ)ありまたは
くぜんの心(こころ)ありまたは智慧(チエ)ありまたは愚痴(グチ)
ありまたは多聞(タモン)ありまたは少聞(セウモン)ありまたは
持戒(ジカイ)ありまたは破戒(ハカイ)ありまたは清浄(シャウジャウ)の命(イノチ)ありまたは
邪命(ジャミャウ)ありまたは五逆(ゴギャク)ありまたは謗法(ハウボフ)ありまたは
一闡提(イッセンダイ)ありまたは不定聚(フヂャウジュ)ありまたは定聚(ヂャウジュ)ありまたは
三乗(サンジャウ)の教(キャウ)ありまたは一乗(イチジャウ)の教(キャウ)ありまたは
天台一家(テンダイイッケ)の心(こころ)を分(わ)けて化儀(ケギ)化法(ケホウ)の四教(シケウ)
の教(キャウ)ありまたは化儀(ケギ)化法(ケホウ)の四教(シケウ)の中(ナカ)に於(ヲ)いて
各(おのおの)各(おのおの)八万四千の法門(ホフモン)ありまたは八万四千
の法門(ホフモン)の中(ナカ)に於(ヲ)いて各(おのおの)各(おのおの)八万四千の
塵労(ヂンラウ)ありまたは八万四千の塵労(ヂンラウ)の中(ナカ)に於(ヲ)いて
各(おのおの)各(おのおの)八万四千の仏事(ブツジ)ありまたは
眼(マナコ)ありまたは慧(エ)ありまたは法(ホフ)ありまたは仏(ブツ)ありまたは
眼(マナコ)ありまたは慧(エ)ありまたは法(ホフ)ありまたは仏(ブツ)ありまたは
通別円(ツウベツエン)の三教(サンケウ)の次第(シダイ)ありまたは円(エン)の三教(サンケウ)の次第(シダイ)
化儀(ケギ)の四教(シケウ)ありまたは化法(ケホウ)の四教(シケウ)ありまたは

此物語の教をも並たるなり
帝王の御代年紀と七十余年の興廢を今
眼前にあらハるゝごとくしたるなり

盛者必衰　有爲轉變　會者定離
世間興廢　因果之理　君臣之道
父子之礼　夫婦序　朋友交

此物語又五十四帖の冊数なり
天台の御書よりも擬せられたり。天台の御
書に六十巻ありて今の物語も又五十四帖に
不義なる人にもわざまでハも五十四帖なく六
十帖にあてたる甚深の義をふくめる寂
光院中まで一とせを経ていまそ達者ハめ
もと六十巻なるをあつめ給ひたるなり深
重の妙理あるによりて云に止可説也
天台六十巻といふハ

摩訶止観十巻　天台大師
弘決十巻　妙楽尺止観
法華玄義十巻　天台
釈籤十巻　妙楽尺玄義
法華文句十巻　天台
疏記十巻　妙楽尺文句

十書ニ渉ル云郎 都合六十書也 されども
此中ニ上中下ノ所ニ書ルニ七十書ニ
も及ヒ無ニ之ニ於テ天台六十書ニ
とも云十書ニ出テ五十字相ニ
十書ニ於合ヲ理ニ也ある無ニ又外典ノ俗
書ノ中ニ無ニ冊数ノ不足ニ有之
尚書ハ十三書 魚子ハ十字書 通鑑ハ
五十九書ニ各ニ皆ニ至源の理ある人
諸本不同ニ
行成卿ノ筆ノ本 今世ニ傳ル
源光行本 八本ニ以テ按合ニ於テ書本ニ世ニ不得云云

二条師伊房本
冷泉中納言朝隆本
播河左大臣後房本 号黄表紙左大臣書
従一位麗子 大沙門左大臣女 号京極御所本
法性寺罵白本 庚氏の小草子 号尚侍殿本
五条三位後成本
京極中納言元家本 号書表紙の 私今不得ノ本元也
河
各隆ニ渉本ト皆ニ其間ニ於勤合セ古本ヲ且ツ可
加ニ一ノ筆ヲ古ノ部カ 善ニ古ノ従ト之ニ古人ニ云
此外 私勤此本ハ勝ニ之院家ニ伝テ 書朱黒云ヲ加ラルト云云
耕雲云本 河門本ニ無ニ也ニ書表紙ニ

明首巻

今の奥の書かりし書生乃失(シツサク)錯(シヤウ)ハ秘るゆへ称せ道の麿(ゴ)漾(シヤウ)といふへしと
いへるを又坂人乃推言ハ紙ハ書ハ故りて
来ましてるゆへともあるを此下悲事なるを
此まで表氏のうて誤ハ正義よりして行中ハ
ともかしい無きさまり

諸抄

奥入伊行ハ作　伊行ハ行如ハ五代ノ末孫定信カ子や
一切經一筆ニ書タル人やししハ云々内
撰ハ補續五上能書筆

追注加　定家ハ作　河海ハ中納言定家卿ハ
乃雖義を注して奥入ト号せしとなく

私定家の奥入とかく号せしとも報ハ
述作の源ハ伊行ハ之

河内方　水原　大監物源光行作　光行ハ清和源氏貞純
親王ノ坂(コウ)胤(イン)満仲ノ弟満政と云しハ坂
胤なり始大和ありしく坂河内ありしゆへ
故に河内ありと称せ坂名ハ稱ハ而千
載作者之ゆへ此ノ悪親行ハ続く
道ハ云ひさまり

河内方　慈明　素釋作

河内方　源中最秘抄　同上

源氏編義　弘安　半後員　伏見仙院東宮乃作何

なにがし一
河海抄は貞治の頃善成公作 順徳院より二世
の孫也ヒコニアタル
光源氏の室に入給へるに付てなけく事
来歴を引動へ義理を述ぶる也 高河
内よりの出や
花鳥余情 あやまりを正し一つの説を立る物也
なきにし本の義説を立て本文を正す
の事也之
一條殿
後成恩寺兼良公作 河海の誤りを正し
かつ義理演説(エンゼツ)をたゞして説を立る也

見るものは書出のなりあまたの子
さまざまの義説よりて異本入一抄の名説
弁のさまざまともに河海花鳥の両抄
あらたにわがくらの抄の本意を正
さもあるべき人の抄や
細流抄時代
実隆公逍遙院之康和流布
凡五百四十年程十年
称名院三条西公条公門の御抄也
准拠の時代
醍醐朱雀村上の三代に准ずるなり

桐壺にて延喜朱雀は天暦の冷泉院にて暦
光源氏にて西文左大臣と此は御當せるなり
又仁明の御子源光流道兼(ケンヒ)彼の人なりと凡
此仁に模せるゝ此御宿の男人ひとつまを和
泳めくさるさ此皮色を和合て周公旦
東征(トウセイ)菅家を納て在中将の沈淪(チンリン)にをゝ
ひよせるゆゑ様に模せるゝなし此慶
貶の雅紀免(ヘヌカ)まんが為又寓云の筆法の男
なりぞ月ん和なる歟 河に御授を御ぎしくて
時この事あるに亭(テイ)子院(ジイン)のなりをのとゝ此は
遺誡(ユイカイ)の義也又絵合に朱雀院の御なるを延

喜の御手ほどゝなるゝ乃ふかせ給ふと云云
又貞信(テイシン)公(コウ)の母にて寛平法皇の皇女延喜
の御いもせなりさまして致仕(チジ)の大臣の母も
桐壺ゆゑ御門の御一服とありぬ事も殘れ
かしと云云
雅云ゝ説分明なりとのへとも云の明云好
ゑ人に非ざいうぐる源氏を准ずへきかゝ
答いまゝ此御宿の男ひ大綱にて人ゆゑ面
新おまことも行跡一こゝにて実紀志りさ此
淺(カン)家(カ)の香籍(シヨジヤク)も夫同ぎ之仍(テ)桐流が乃帝
冷泉院と延喜天暦に沈しなりしゞ云(ゲン)ゆゑの

ゑめしを引秦(シン)の始皇(クハウ)のかくまことゝ例を
うけせり天皇の御門にて御續ゆゑ皇(クハウイン)胤おも
せしとも此御かくのまゝ朱雀院の御子今上
冷泉院の御後なし　此院は條北ゐの
宮ゑ遊あらと云云
さまこゝ安和の右相府(サシヤウフ)に御ことせいへども好文
の先達なるが故に在中将の風紙ゆるびて
条二条の后紙薄さ云の女院勝月秋の尚
侍によりてへるまゝさまこゝいりまこの御時こゝ分的
よかさ御しいさゞ我もこの故なりされども
下の心よりて延喜の御時紙ゆるめり
一説に桓武一条院を桐壺帝に准し光

源氏伊周公光大臣に擬ませたるは其謬
説なるまゝ一条院といはるゝ延喜より又代の
ゆゑかんとまゝ上御子の御子に千枝(チエダ)御子の
いまは此の上下といへるまゝ朱雀村上ゐる
御代の絵師之上条院をかきて存生せると絵合
の事に当代のよし　藏之丞二人共論平
さらくは延喜紙に御しかくに書出せる事ゆゑ
深の義之自由の玉史(コクシ)にて三代実録(ジツロク)にて落
天皇仁和二年八月ありしのゆゑをしるし
てまゝ後の玉史なしは御宿をしるまとり
醍醐(ダイゴ)の帝よりまゝ御しかくこの日本紀に

志るし法がんにまりなし廣ぎ不和為之
さ法に依て漢家にも孔子の主云秋紙志る
さるる時に魯乃哀公ゆゑぐをしるして筆
をしめるまゝ又左丘明が周元王貞定王まゝ時
代ゆゑ志るして考王夷烈王以下乃るを
志るさ法を知るに司馬遷公が通鑑を志るまて
時夷烈王十三年よりまゝ志るせり元も左傳
より志るし續漢書にはあらずしかれ
宮之乃作世紙志るさゞるも能れ叶ふ
又延喜紙志るし初るにて座代世双乃明王
ものまゝ延喜紙紙ゆゑ初ものまゝ

題号之事

神道にも日本紀と云ふ源と云ふ宮の道の
源と云ふ明や
其光源氏と号まゝ人業なる者源氏と云ふ物
語にあるゝ中に光源氏にて此ゆゑ制作
や云云不及此義

一 物語乃云紙ゆゑ和字に詠ものまゝ一説
に詞紙は用ふ紙は不可定と云義あり不
可用之撰集に中にて後撰集一河海粗鈔
引載ものまゝ一云百里数乃奇合に後紙の判詞
に源氏りんさる言のよりまゝは遺恨のるまゝ云云

河海

為鏡云 中山内府忠親公抄 是北方が源氏物語作り
出して侍るゝ事よ凡史の所行とは云ふ
侍らせ日本紀を初として諸家の日記
小草ル迄明らに捨りもらさ時の人日本紀
局と号し侍りをりと御つまり凡はあかる
事乃中の人ゆゑ振迄紙刀んるに云ふ紀いやし
きに小語ひ男女りは書きくも人の心紙さ
とし志めるすの趣紙をしへどれいふるすし

桐葉

いはまこ乃浜村より 題号ノ夏説ニ分ケリ
御まことも只源氏のうすを志るせる事や
人は古今ノ席よ山下ものこゝまどといへる
がおとくものの源（ミナモト）と云ふ人泯（ミン）江（カウ）初（メ）監（カフ）觴（サカヅキヲ）入（テ）
楚乃（ニ）元（シ）底（ソコ） 山谷中字句 若刑教史詩 といふがごとし是ハ女の
まうすくうきこゝろやうまれこもとゝ心流う
らぬ心のうへ凡（ソ）諸物は委志るせり仍略之
まゝらんとて花鳥ハよみしたり
殺（ホツ）蝎（タン）ハ 伊勢集よいつまこの浜村にうち大
ゑまとゝ也とゝけるは浜つゝりのよとうける

ふもとづきたり給ひしの所附とさしたるすハ
給ふ事ハ脱酬の所附紙さしていふ事ハ
左迁のうすを仰ぐ御手のうすを書ふ事
じてこの御ぐらしの事ハ御ひんひとりのうす
をさしつめてうくとはすけまことも給ふ事
来歴ハ給ふすをばうさうし而ハ作り物語にて
荘子の寓言によりて文書ふもと和の虚誕を
きらすハ給ふ司ふ遷ふ史記の筆法によれ
ひ事好文の人をいましめんがためにハ好
文淫乱のうすを載ふ感ちん必衰の理り列
出離解脱の縁もは物語の事にはかへらし

凡日本の出史ハ三代の天祿光孝天
皇仁和三年八月ゆりぐ書ふしてを
後出史見んとぐる所は物語にて脱酬天
皇より書ふもとに後出史に沙ぐん事ハ
とみえたるを後孔子の云秋も衰云海
で書ふせり曹の衰云ふて周敬王の時
代に書ふまとりを後左丘明周元王貞
定王の時代ゆりくまして考王夷烈
王以下のうすをまた書ふさぐ知るかり
司ふる通公通鑑紙書ふもとうすふて夷烈
王元三年より書ふせり元も左傳

あれにくと白をきりてよむ
親うちくし　孤獨(コドク)の身なまじぶも
かくしにをとしゐやうに母ゑれ
あれかひ給ふなり
玉のをのこ　源氏の君の玉のをの
こ死ぬるの給ひ奥ゆり
一の月ゑこ　朱雀院や
右大臣　弘徽殿(ユウキデン)の父や
よせおもく　家のまゑ
この所旬ひよい　秦稷(シヨシヨク)北馨(スカウバシキニ)明徳(メイトク)惟馨(シ)
とえ(ル)ぬくとゝ人ゑ威徳(イトク)を白とゝゑ

おほうゝの屋んなすなき　一の月ゑこゝも
とよるまの所おぼえんだらるまとゝ
ちしめよりをしるへゝの上ゑ付ゑ
屋さく　女所女家ゑ別殿(ベチデン)より祖候し
て時くこゝ　殿ゑ候屋さ給ひ人ゑ典侍
などの屋うり所まへさらざめしよ
とゝせいりへりてゝ給くし男ゑ利
竈愛(テウアイ)甚(ハナハダ)しきゑまるまるり
上とめうしをまこと　上ゑめうしきと
ゑ上羯(ラウ)さゝ花の説めの
坊(バウ)にもようせまとい　ようせどいあしく

せばなれなり
うしあ死浜かけをかゝめ乃こゆゑなかしら
気よりも文字乃ふなり
中らくあたひ　此あ浜中らくといふ詞
いづくも如なり元ツ万の乃文字なりも
中らくとなくたゞ大事に米ス云イヒ打浜
せがゝ死りのなり浜寵也なくたゞや
うゆはあるまじきなれ也中らく
なる浜あたひもあるなり
浜三浜却ひはきりつかへ　桐壺にて浜反よ
いまえてあとの和徳堂にさなるまゝ花鳥

ふみたゝあり
うちまし　きわ馬メ道ダウ　板紙打
浜してかゝふ道なり
河やしきゝまゝ紙　花鳥ふみたり
段源反　源乃字紙らうとよむ面さ
也河海なり乃ふゝあり此段源反也文
家雅タレともみえ
其恨なして　始よりも段源反に通し
文字乃ふなり
この乃ふこゝ河なり　紙ふ年
二紫着袴の例河海にみえしあり

いつまのほしきたいきこゝめさとえ
いとうくしたふ給へましかれ　花鳥ゆん菓
桃林蓋こく菓粉ゆしんゆん那ふ
ゆまゐりるすをしふ詞え所日今日れえ
しなぎるましをとゝえぶおとし帝ゆん浴
也ゝ可なるさ如や浴ん紙深さどり
給事ゆんしたり
きふれしむへき新りおよひよりさきおく
今来よりまゝ文花乃里よて浴(シユ)法(ホウ)をも
せさせんとてや竟も深見しし給を
ふよりまゝ追出を許(ユルシ)給ふなり

ゆうくさせ給ひ　　夏よりて寅(ジツ)ゆに追出え
みこゆかくても
かゝ浴かしにさゝひ給例なれは
は浴河海浴りえ花鳥乃菓下菓七菓
以おの人服(ブクキ)忌乃るす醍醐乃浴代法紙
立らるゝすあゝ反改まりて竟えて初め
七菓以前乃人も服乃いとうへしれ
ゆりし時のかゝ事ゆえ
ゆるすかあらんれもお浴しさらは
光源氏乃忌いとれなき様だ安や
よ給しさるすゆふ　は宜きは沖

まいりてはいはんをうけとると　命婦
の羽あり
内侍のきさきの　是よりさきに内侍の
ききを清役よつうちさるとあるも
古きしは女の所　是より勅言（キヨクゲン）を命
婦の娘（ムスメ）や
めしみゝ侍しあた
独へいさとうし　是より勅書の清組之
またやさきの　母君の娘や
松のおもいん　文中のくん死よみわ
うしと秋　引の人の初まんもまづ
いわゆしておりとさる

まづ三夜の松のおもひんうの色まん
つゆ　荘子ニ曰寿（イノチナガケレバ）則多（オホシ）辱（ハヂ）
ゆかし哉　是くはまくなんけれ
千くらり明ゆへるめる娘あり
桃（初音）の初まこを立さてゆかしきてあかつくも
とりとまりあるありそおつきる
是くは清との心ま　是くは源氏之
見きりて　命婦の娘之源氏と見んすり
いしせくおもさ夜も奏（ソウ）せんぞうも
乃ちとん
く神もとふんの雲　母君の娘之子紙お

昔乃其根之可乃如語もかやうなるす
ふやとう所しきに於ほしめさるるす
限なしとこそ
御くらおと　御ほの事也
いともかしあれて　母君乃文の綱也
ゆゑ有風　文むのなくなりしといふ也
見えりかりしき　あ美ありは二三乃句
御ぐ乃御上をとこそ似たら仍授(テハヾル)無き
といふ心ぞ又たゞは徒乃みぐらんりうき
ざ御もみぐらがりしきとこそ此美可知
まゝ花洋ドていふ也

いとかししも　御門乃御心也
かくても月日は　うくても無ゐる世り
しうわり其まゝ乃心也
故大納言乃御いとん　大納言乃おゝ御
ざしを母君乃きおんしりしまて
給らるゝ所り
かくてもを乃つらゝ乃ちゝ　母君御
なぐさめしゐまゝ御綱也
志るしのうんさし　荒高ふみくらり
弱ゆく　幻術(ゲンジユツ)乃おさ(ハウシ)もがゆとも
かしめいるよそひきたりしを

うつりしくさて寅(ジキ)月なるに
なほかしこうらしけるかりし　貴妃は
しぬとへもゆかりしなりけれ更なれ乃姿は
かきとへんあもなきとん
弘徽殿よりは　遊などしけれ乃ぐるさ
でゆゑ御なるぎきてきてきてべきれもは
御いぬとなり
月もいるまぬ　此朔拝揚之前より月と
書月は入まれ乃ゆゑにさらる月も入
ぬと云姿なるまゝ月落長安中秋鐘ゆゑ
句ゆもをとらずとん

雲乃よりも
右近の御かさ
明るもしらて
清りて安ん
引ゆゑあり長恨ゆゑを
玉簾あらるもしらて称しあれ殿より
もれじとしらひきさや
於あさまつりことは　長恨ゆゑりしきを
此ゆ窮よりゆゑ夜ハ夜乃御歌よ
をとらしせ給ふ於乃ゆゑ拝揚なり
大床子　豹鉤(アサガレイ)ゑて女房の陪膳(ハイゼン)大床子(ダイシヤウジ)乃
ゑて夜上人乃陪膳ゑはげまことも御歌じ

もいまださうなるとは　沖竈の
この沖なるにふまことうるすとは
甚しきにはなるまことにぞ文武の事にふぬ
まことくさてきたらしの程紙ゆゑぞこうるす
もあるまじとは後源氏の文武紙よそに
うつしおしなどの数なるへし
人の見るやうもぬめし　河海云ふと
云云云ふ云ふ緑山が乱の後別位紙さ
まことく肅ふ位に付給ひしかは位をもや
さりおりんぜらんのおしらせなるわ
月日へくるまゝ　源氏の君

坊さくまゝり給　朱雀院の沖事なるわ
醍醐沖代りは東宮文彦なる子　保明　薨
の後さる子なる親王立坊人早世ま後
朱雀院立坊なるわ
女沖も沖におちゐ給ぬ　弘徽殿の心安堵
しおしん
うの沖おもふ乃うく　文武の母君源氏
祖母なるわ
はなはおほしまして　源氏君文武り
別給時ゑ何の事ときまへもなりし
とはなはおほしまして　愁傷なる

うへもかきるまなき　まこと乃作ふりは
源氏をも夜壺をも仰ましも大切り
ふ給ふ事也
あれてんの女作又はしまれも　女衣の後は
源氏をばしひゆるし給しを此夜壺と
作中無ぞこゝ給ひしなりけるへつまを源
を無ゝ給ふとや
名ゆゑおはすす　弘徽殿の女ま也乃こ
と成ふ
かやく日乃女　花鳥
おりしゆりと夜　清源殿や河海

大義に義人　花鳥
はいしまり給さまれこゝか人洞おはし給
まゝ女乃作ふ服ふて南殿よりて堂上(タウシヤウ)にて
ねありまゝ乞ふて堂下(タウカ)にてゆる事は清洞
おとゝとゝ云ゆ義のさまゝどもかはぐ源氏
乃宮(ヨウ)義(ギ)進(シン)退(タイ)を悲ぜとるふ志りるへきれ
こゝろひよ　夜上ゆや
おとゝきし者はしゝ給ふのあまゝと　今ひさ
いまゝ乃大臣聟(ムコ)りとゆまゝ給ふ事ゝさや
さて春亭へ出入しゆしさるゝまゝなり
葵の又おとゝ給ひ

志ふ屋うなるんんを　一義大事志ふ屋う
始る人をおもふ又愛慮の心あり
光義とは　源氏の名の事を書給せり
西三条乃右大臣源光と云ハ仁明天皇治
子也人なり
おもふん　其代りに家書するなりを人かり
志らせじとこゝ仰ゆるこゝにも此心あり

此間書　与起注夏　注橋奥秋　胸脇荒源之後無不所
注意不可漏拾之者也能列刺史　第綱
物奇源切之能家紙意望之者不獲
此書全部以附与之　云云豊々而加一見
平稽宜令外拾不可移前源意之外宜也

大永戊子夏五下旬候　老比丘御判

明[illegible]桐[illegible]卷一

元一終